期日前投票立会人をやってみませんか

桜区では若い世代の有権者に選挙を身近に感じてもらうとともに、選挙に対する関心を高めてもらうため、各選挙における期日前投票所の投票立会人として従事していただく方を随時募集（登録）しています。

〇登録資格

選挙権を有する満１８歳から４０歳未満の者。

※登録期間は原則として登録後**4年間**になります。引続き登録を希望する際は再度登録をしてください。

〇期日前投票所の投票立会人とは

期日前投票所において、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会う人のことです。

立会日	選挙の公示（告示）日の翌日から投票日前日までの期間のうち指定された日
場所	①桜区役所（桜区道場４－３－１） ②土合支所（桜区西堀４－２－３５） ③イオンモール与野（中央区本町西５－２－９）
時間	①午前８時３０分から午後８時まで（交代あり） ②・③午前１１時から午後７時まで（交代なし）
報酬	９，６００円／日 ※源泉徴収税額を含む

★選挙期日が決定したら、登録者の皆様に期日前投票期間中の従事可能日を確認し、従事日を決めます。

※ご希望に添えず、従事いただくことができない場合もございます。

〇申込方法

「投票立会人登録申請書」に必要事項を記入し、桜区選挙管理委員会事務局に持参・郵送・FAX・メールで提出してください。

提出先の詳細は裏面をご覧ください。

裏面に登録から従事までのフローが載っています！

さいたま市選挙啓発キャラクター

みらいクン

登録から従事までのながれ

申請

「投票立会人登録申請書」に必要事項を記入のうえ、下記の〔問い合わせ先〕に持参、郵送、FAX、メールでご提出ください。なお、申請書は桜区選挙管理委員会のホームページからダウンロードできます。

登録

桜区選挙管理委員会にて、申請書の記載内容について確認を行い、期日前投票所投票立会人希望者として登録します。

選挙期日の決定

日程調整

桜区選挙管理委員会から登録者の皆様に、期日前投票期間中に投票立会人として従事していただける日程の確認をします。

従事の決定

登録者の皆様の日程を桜区選挙管理委員会で調整し、投票立会人として従事いただく日時や提出書類などをお知らせします。
（ご希望に添えず、従事いただくことができない場合もお知らせします。）

従事当日

集合時間に遅れないように期日前投票所までお越しください。

問い合わせ先（提出先）
桜区選挙管理委員会事務局（桜区役所区民生活部総務課内）
〒３３８－８５８６　さいたま市桜区道場４－３－１
電話：048-856-6124
FAX：048-856-6270
Mail：sakuraku-somu@city.saitama.lg.jp